

磐梯町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 磐梯町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	入倉地区：平成5年度(27年) 大谷地区：平成21年度(11年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用 令和6年4月1日法適用予定
処理区域内人口密度	14.10人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2処理区(入倉処理区、大谷処理区)		
処理場数	2処理場(入倉地区農業集落排水処理施設、大谷地区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特になし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方					
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本水量 10m ³ まで 1,540円 従量料金 10m ³ を超え20m ³ まで 1m ³ につき 159円 50m ³ を超え100m ³ まで 1m ³ につき 181円 20m ³ を超え30m ³ まで 1m ³ につき 165円 100m ³ を超え500m ³ まで 1m ³ につき 203円 30m ³ を超え50m ³ まで 1m ³ につき 170円 500m ³ を超える分 1m ³ につき 242円				
その他の使用料体系の 概要・考え方					
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,072 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,903 円
	平成30年度	3,072 円		平成30年度	3,066 円
	令和元年度(10月以降)	3,072(3,130) 円		令和元年度	2,947 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設課上下水道係に所属する職員は、令和2年度現在3人で、公共下水道・農業集落排水事業・林業集落排水事業・個別生活排水事業・七ツ森地区下水道事業・水道事業に兼務してあたっています。
事業運営組織	建設課 上下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設・マンホールポンプ場について維持管理及び保守点検業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	取組みなし
	ウ PPP・PFI	取組みなし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	取組みなし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	取組みなし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度に策定・公表した、平成30年度の経営比較分析表を添付しています。

2. 経営の基本方針

町民の生活環境衛生の充実を図るとともに、農業集落排水水域の水質保全・自然環境保持のため、整備区域内における利用促進と施設の適切な維持管理に努めます。
また、経営環境の変化に適切に対応し、下水道サービスを持続的・安定的に提供するために、経営基盤の強化を図るよう努め、公営企業であるという認識のもと、独立採算を目指し一般会計からの繰入金を抑制するよう努めていきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

農業集落排水事業における処理施設について、入倉地区は平成5年度、大谷地区は平成21年度に供用開始された施設であります。令和2年度に農業集落排水事業の各処理区の機能診断調査を実施し最適整備構想策定を行いました。
今後は、改築更新事業の事業認可申請を令和4年度に行い、令和5年度から順次同構想に基づき施設の改築更新工事を実施し、予防保全型の維持管理に努めることとしています。

② 収支計画のうち財源についての説明

収入の主な内容は、収益的収入の料金収入、他会計繰入金及び資本的収入の他会計補助金となります。
料金収入について、水洗化率は令和2年3月31日現在、入倉地区が100%・大谷地区が70.1%・全体で74.1%となっていますが、水洗化率の大きな増加は見込めないものと考えており、さらには人口減少及び節水機器の拡充等により有収水量の推移としては減少が避けられないものと想定しています。
なお、使用料については、令和6年度・令和11年度に10%引き上げることとしており、一般会計からの繰入金を抑制することとしています。
他会計繰入金については、独立採算の原則に則り、国が示す一般会計からの繰入基準に基づく繰入に加え経営安定化のため基準外繰入を見込んでいます。
施設更新に係る資本的費用については、国庫補助金及び地方債を活用しながら取り組んでいくこととしています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

地方債償還および支払利息は償還計画に基づき計上しています。地方債残高の減少に伴い、支払い利息が毎年減少していく見込みです。しかし、元利均等償還のため、支払利息減少に伴い地方債償還額は増加していく見込みです。元金償還と支払利息の合計額では令和元年度がピークで、これまでの借り入れに伴う償還は令和32年度までとなっていますが、施設改築更新に伴う費用の一部を地方債で賄うことから令和6年度から地方債残高は増加する見込みです。
動力費について、令和2年度から電力会社を変更し動力費の削減に努めていますが、物価上昇分を見込んでいます。
委託費について、令和元年度の決算を基に労務単価の増額を考慮し、令和5年度と令和9年度にそれぞれ1%上昇することで算出しています。
その他の経費について、令和元年度の決算及び令和2年度の決算見込みを基に、その後も継続する方向で算出しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適整備構想において、入倉地区を大谷地区へ接続した場合(町道整備と併せた圧送管理設)と入倉処理場を継続使用した場合の将来年間経費(耐用年数40年)において、接続した場合は年間管理費が約56%削減できるとの試算が出ていることから、接続に向けた検討を行っていきます。
投資の平準化に関する事項	施設の改築更新については、最適整備構想に基づき計画的に行うことで投資の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後も一般会計からの繰入金に依存した経営とならざるを得ないと想定されることから、使用料の見直しを令和6年度及び令和11年度に行なう予定としています。以後も3年から5年程度を目安に使用料の見直しを行い繰入金の抑制に努めていきます。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	大谷地区の水洗化向上と全地区の使用料の収納率向上に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	施設改築更新時に所要電力の小さい高効率の機器に更新することを検討していきます。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	計画的に改築更新を進めることで突発的な修繕費用を抑えていきます。
委託費に関する事項	公共下水道・林業集落排水事業・セツ森地区下水道事業との包括的な維持管理委託について検討していきます。
その他の取組	令和6年度の公営企業法の適用に向けて計画的に準備を進めていきます。また、法適化に伴い下水道事業会計の一本化について検討していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本計画は、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:実施、Check:検証、Action:見直し)を活用し、計画の実施状況の進捗管理を毎年行うとともに、地方公営企業法適用後の令和7年度(5年後)を目途に本計画の見直しを行います。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前年度	本年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
		(決算)	(決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	23,295	22,406	22,287	22,052	21,738	22,210	21,582	21,827	21,483	21,450	22,359	22,416		
	(1) 営 業 収 益 (B)	8,379	8,707	8,588	8,541	8,496	9,292	9,241	9,186	9,136	9,086	9,983	9,855		
	ア 料 金 収 入	8,379	8,707	8,588	8,541	8,496	9,292	9,241	9,186	9,136	9,086	9,983	9,855		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	14,916	13,699	13,699	13,511	13,242	12,918	12,341	12,641	12,347	12,364	12,376	12,561		
	ア 他 会 計 繰 入 金	13,699	13,699	13,699	13,511	13,242	12,918	12,341	12,641	12,347	12,364	12,376	12,561		
	イ そ の 他	1,217													
	2 総 費 用 (D)	16,356	14,478	14,429	14,069	13,786	13,474	13,166	12,870	12,611	12,327	11,626	11,279		
	(1) 営 業 費 用	9,495	8,006	8,340	8,351	8,415	8,427	8,439	8,451	8,516	8,528	8,540	8,553		
	ア 職 員 給 与 費														
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	9,495	8,006	8,340	8,351	8,415	8,427	8,439	8,451	8,516	8,528	8,540	8,553		
	(2) 営 業 外 費 用	6,861	6,472	6,089	5,718	5,371	5,047	4,727	4,419	4,095	3,799	3,086	2,726		
ア 支 払 利 息	6,801	6,410	6,027	5,656	5,309	4,985	4,665	4,357	4,033	3,737	3,024	2,664			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	60	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	6,939	7,928	7,858	7,983	7,952	8,736	8,416	8,957	8,872	9,123	10,733	11,137			
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	9,091	15,991	8,185	10,391	8,307	16,347	33,297	20,137	20,622	23,875	20,129	18,221		
	(1) 地 方 債						4,600	12,800	6,400	6,400	7,800	6,200	5,100		
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	8,991	7,861	8,185	10,391	7,807	6,997	7,597	7,337	7,772	8,175	7,629	8,021		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		7,810			500	4,750	12,900	6,400	6,450	7,900	6,300	5,100		
	(6) 工 事 負 担 金	100	320												
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	16,030	23,919	16,043	18,374	16,259	25,083	41,713	29,094	29,494	32,998	30,862	29,358		
	(1) 建 設 改 良 費		7,810		2,500	1,000	9,500	25,800	12,800	12,900	15,800	12,600	10,200		
	ウ ち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	16,030	16,109	16,043	15,874	15,259	15,583	15,913	16,294	16,594	17,198	18,262	19,158		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 6,939	△ 7,928	△ 7,858	△ 7,983	△ 7,952	△ 8,736	△ 8,416	△ 8,957	△ 8,872	△ 9,123	△ 10,733	△ 11,137			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)															
積 立 金 (K)															
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)															
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)															
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)															
実 質 収 支 黒 字 (P)															
(N)-(O) 赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	8,379	8,707	8,588	8,541	8,496	9,292	9,241	9,186	9,136	9,086	9,983	9,855			
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)															
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
地 方 債 残 高 (X)	304,679	288,570	272,526	256,652	242,393	232,811	227,899	222,594	214,726	205,863	193,900	180,727			

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分		年 度		前年度	本年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
		(決算)	(決算見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
収益的収支分		13,699	13,699	13,699	13,511	13,242	12,918	12,341	12,641	12,347	12,364	12,376	12,561		
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	13,699	13,699	13,699	13,511	13,242	12,918	12,341	12,641	12,347	12,364	12,376	12,561		
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金														
資本的収支分		8,991	8,464	8,185	10,391	7,807	6,997	7,597	7,337	7,772	8,175	7,629	8,021		
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金				2,500	500	150	100		50	100	100	100		
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	8,991	8,464	8,185	7,891	7,307	6,847	7,497	7,337	7,722	8,075	7,529	7,921		
合 計		22,690	22,163	21,884	23,902	21,049	19,915	19,938	19,978	20,119	20,539	20,005	20,582		

経営比較分析表（平成30年度決算）

福島県 磐梯町

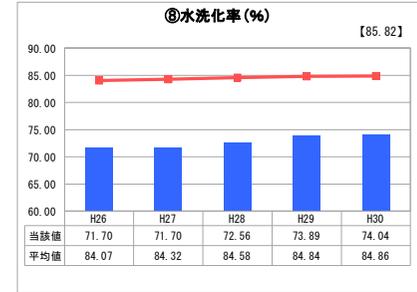
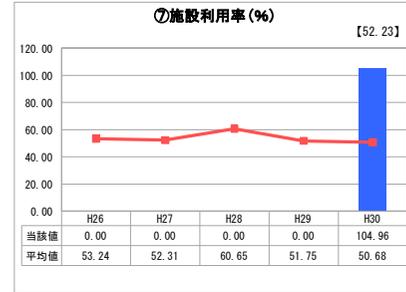
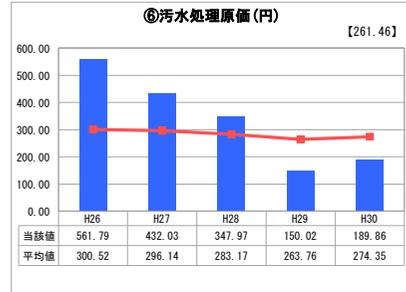
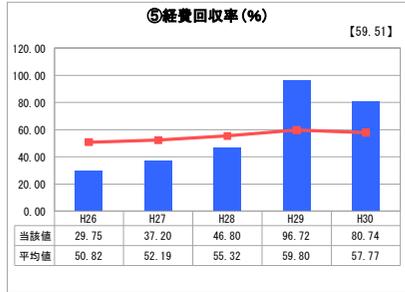
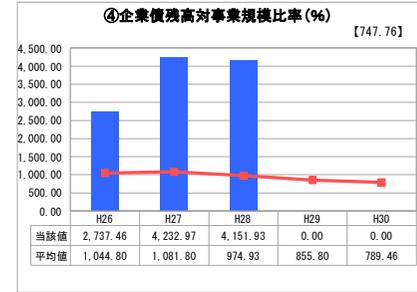
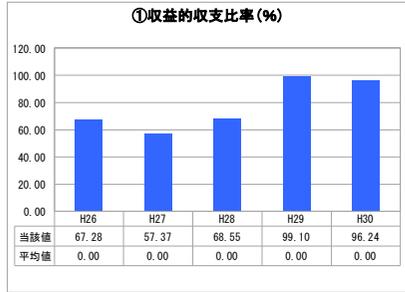
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり取崩料金(円)
-	該当数値なし	25.42	100.00	3,072

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,502	59.77	58.59
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
886	0.63	1,406.35

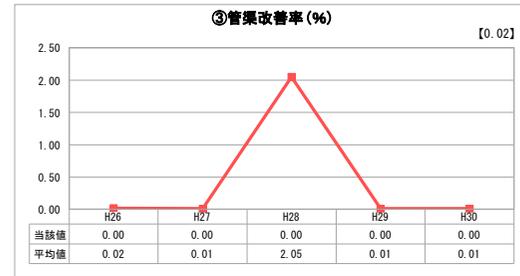
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

農業集落排水は、農地や公共用水域の水質保全を図り、農業集落の生活環境を改善し、安全・安心な生活を確保するうえで必要不可欠な基盤施設であるとともに、水環境の保全・水循環と資源の再利用を踏まえた循環型社会に貢献していく役割を担っています。

また、水循環基本法の素案制定など農業集落排水事業が担う役割が益々多様化していく中で、より一層の効果的で健全なる運営が求められます。今後は、水洗化の向上、維持管理コストの削減及び料金の見直し、更には施設の統合などに重点を置き経営基盤の強化を進めていかなければなりません。

2. 老朽化の状況について

農業集落排水施設2施設のうち、1施設は供用開始後20年以上を経過した施設である。管路については目立った老朽化は見受けられないものの、施設については、機械・電気設備の経年劣化による不具合が生じている状況である。老朽化への対応は極めて重要であることから、施設の現状把握を先行して、機能診断調査を実施していく必要がある。

また、通常の維持管理をより適切に実施することにより、維持管理費をより適切に実施することにより、維持管理費の削減を図り、将来的な補修・改善を実施していく必要がある。

併せて、農業集落排水施設2施設の共同化・広域化についての検討を行い、有効と判断された場合、老朽化の進んでいる施設の廃止し、統合することにより維持管理経費の削減につながることから、共同化・広域化についての検討を進める必要がある。

全体総括

農業集落排水は磐梯町の特別会計により運営されています。運営については、利用者からの使用料収入によって行い、一般会計からの安易な繰り入れは慎まなければなりません。一般会計からの多額の繰入金による経営は、独立採算性の原則に反しており、見直す必要があります。

今後はコスト削減・維持管理にあたって包括民間委託、組織の簡素化の必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。